女川町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　女川町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　女川町営住宅条例（平成九年女川町条例第二十号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成二十九年三月三十一日まで

七ヶ浜町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　七ヶ浜町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　七ヶ浜町営住宅条例（平成九年七ヶ浜町条例第四十一号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成二十九年三月三十一日まで

岩沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　岩沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　岩沼市営住宅条例（平成九年岩沼市条例第十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成二十九年三月三十一日まで

　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　今野　純一

山元町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　山元町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　山元町町営住宅条例（平成九年山元町条例第十六号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成三十一年三月三十一日まで

　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　今野　純一

千葉市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　千葉市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　千葉市営住宅条例（昭和三十六年千葉市条例第五号）別表に掲げる公営住宅並びにこれに付随する共同施設

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　千葉市営住宅条例（昭和三十六年千葉市条例第五号）別表に掲げる公営住宅並びにこれに付随する共同施設

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
　ロ　市営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他イに付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成三十三年三月三十一日まで

　平成二十八年三月三十一日
　千葉市中央区千葉港二番一号
　千葉市住宅供給公社
　理事長　山田　和雄

山梨県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　山梨県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　山梨県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
　山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県規則十五号）別表第一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　ア　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。
　イ　県営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他アに付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が行う県営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成三十二年三月三十一日まで

　平成二十八年三月三十一日
　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
　山梨県住宅供給公社
　理事長　守屋　守

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
　静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）第二条別表左欄に掲げる名称

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
　㈡　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
　㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
　平成二十八年四月一日から
　平成二十九年三月三十一日まで

　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
　理事長　矢野　弘典

第33期決算公告

平成28年3月31日

北海道恵庭市戸磯573番地19
クローバー電子工業株式会社
代表取締役　石井　正美

貸借対照表の要旨
（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,076,896	流動負債	3,512,478
固定資産	3,825,665	固定負債	206,404
有形固定資産	3,729,843	**負債合計**	**3,718,882**
無形固定資産	3,169	株主資本	2,183,678
投資その他の資産	92,652	資本金	442,000
		資本剰余金	3,520,913
		利益剰余金	△1,779,234
		純資産合計	**2,183,678**
資産合計	5,902,561	**負債・純資産合計**	5,902,561

（注）1.　有形固定資産の減価償却累計額　8,636,750千円
　　2.　1株当りの当期利益　△25,134円